

## 平成28年度 第1回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時 : 平成28年4月19日(火) 午前9時45分から正午まで
場 所 : 宮城県庁行政庁舎11階 第二会議室
出席者 : 資料参加者名簿のとおり

### **1 開会**

事務局

定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第一回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。本日出席いただいている委員は5名となります。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告します。ここで人事異動により事務局のメンバーに変更がありましたことから、事務局をご紹介します。

#### **※事務局メンバーの紹介**

事務局

それでは、ここからは江成委員長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

### **2 議事**

江成委員長

それでは、始めさせていただきます。傍聴の方をお願いします。傍聴に際しては、お渡ししてある注意事項をお守りのうえ、よろしくお願いします。それではお手元の次第により議事を進めさせていただきます。まず、議事の一番目の大規模小売店舗立地法に基づく届出の状況について、事務局からご説明願ひます。

#### **(1)大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について**

事務局

##### **※届出状況**

資料1に基づき説明

江成委員長

はい、ありがとうございました。それでは何かご質問・ご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次の議題に入りたいと思います。

## (2)大規模小売店舗立地法に基づく届出について

### イ【新設】(仮称)あいのや新蛇田店

事務局

#### ※資料2に基づき説明

江成委員長

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問・ご意見等をお願いします。

徳永委員

周辺交差点の形状が今ひとつわからないのですが、すべて右折レーンがある交差点ですか。

事務局

1, 2, 3, 4ですか。設置者の方わかりますか。

設置者

172ページから175ページまでに交差点の横断構成図がありまして、ナンバー1については、すべての交差点に右折レーンがあります。ナンバー2, ナンバー3, ナンバー4についても、すべての交差点に右折レーンがついています。

徳永委員

西側出入り口は、当面は右折車もということですが、将来的には南側の道路が整備されたら、左折のみにするということがよろしいですか。

設置者

はい、そのように考えています。

徳永委員

その時に、ナンバー1交差点の下側、中学校の南側の交差点ですか。1と4の間から出す形になりますね。その交差点形状は大丈夫ですか。要は、エリアで言うとC, D方面へ帰る方がナンバー1から右折で帰ると思いますが、ナンバー1でないところから右折で

帰ることができる形になるのですか。

設置者

道路と接続された交差点の形状となりますので、そこで帰っていただくことを考えています。

徳永委員

そこが、例えば信号がない交差点であったり、中央分離帯で右折できないとかそういうことはないですか。

設置者

そういうことはないです。

徳永委員

信号交差点でしょうか。

設置者

東側には右折レーンがついておらず、右左直のレーンになっていますが、その他は、右折レーンがつく信号交差点です。

徳永委員

そこはまだ出来ていないのですか。

設置者

ちょうど蛇田団地の開発を進めているところで、道路はまだ南側に開通していません。

徳永委員

わかりました。

江成委員長

他にはいかがですか。

牧野委員

確認ですが、10ページの表の括弧についての55dBは減らした値ですか。

設置者

10ページですか。こちらは、等価騒音レベルの予測ですが、こちらの用途地域が未指定地域となっており、住宅系の用途地域を用いたということで、括弧書きになっています。決まった用途に該当する地域がなかったものですから。

牧野委員

南はまだ住宅は建っていないのですか。予定地ですか。

設置者

もう、かなり出来ています。どんどん建っています。

牧野委員

震災後、住宅・団地化が進んでいますから、もう建っているということですね。

設置者

ある程度、住宅が張り付いてくれば、南側の道路も開通すると伺っています。

江成委員長

他にはいかがですか。

徳永委員

駐輪場と駐車場の間は、柵のようなものはありますか。

設置者

現状はないです。今後も考えていないです。そこはフラットですが。

徳永委員

縁石による車止めがあるということですか。最近、暴走というか車の突っ込みということもあるのですが、店舗までいかなくても、自転車をなぎ倒すとか、そのような事故が心配です。

設置者

車止めを乗り越えてということだと思いますが、また、検討させていただきます。参考にさせていただきます。ありがとうございます。

岩井委員

25ページの西側の四角いものは、建物でしょうか。

設置者

地続きの計画建物の西側の街区にある四角は、届出した当時建築されていた住宅になります。

岩井委員

計画建物の屋上駐車場に行く斜路がこの西側に面しているようですが、その時の騒音や危険防止には心配ないでしょうか。

設置者

予測の結果、騒音の基準値は下回っています。万が一、苦情等があれば対応していきます。それから営業時間が深夜にはかかりません。夜の睡眠の妨げになるようなことはありません。

岩井委員

屋上駐車場は、時間制限はないのですね。

設置者

そうです。お客様の利用状況によっては時間制限を考えることがあるかもしれませんが、今の計画では考えていません。

岩井委員

指定は住居地域になる予定ですか。

設置者

第1種住居地域になる予定です。

岩井委員

何となく密接している感じがしますが、9mの道路ですか。

設置者

はい、9mの道路です。

岩井委員

広いですね。将来において防音壁などが必要になった際は設置するのですか。

設置者

そうですね。問題になるようなことがあれば。スロープの横にパラペットと言って立ち上がりがあるので、その部分は騒音の回折垣の提供はできるかなと思います。

岩井委員

何cmですか。

設置者

今のところ、1.2mぐらいの予定で考えています。

江成委員長

よろしいでしょうか。

牧野委員

先ほど、中学校と保育園があるので5dB引いて考えるというお話でしたが、夜間を考えたということですね。

設置者

夜間の最大騒音です。騒音予測は2種類の予測を行うことになっていまして、具体的にいうと、先程ご質問があった10ページと11ページが等価騒音で、こちらは、環境基準を使っていますので、基準値を減じることはないのですが、12ページの夜間の最大騒音の予測では規制基準を使うので、その時に小学校や幼稚園があると住居系の用途地域になりますので、そこは45dBから5dBを引き、40dBということになります。ちょうど、12ページの中段ちょっと上の地点の基準値と書いてあるところです。

江成委員長

夜間を対象とするのはなぜですか。

設置者

騒音予測のやり方は指針で定められているのですが、等価騒音は環境基準を、夜間の最大騒音は騒音規制法の規制基準を使うこととなっております。夜間の最大騒音の予測に用いる規制法の基準には、特定控除というか、基準値を減じるようただし書きがあります。

江成委員長

中学校も保育園も活動しているのは昼間ですよ。

設置者

そうです。それはよく話題になるのですが、実際は夜間に人はいないので、どうかというところはありません。

江成委員長

はい、他にはよろしいでしょうか。それでは、この件についての検討は終わりにします。どうもありがとうございました。

#### ロ（仮称）ヨークベニマル塩竈北浜店（法第5条第1項）

事務局

※資料3により説明

江成委員長

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、質問・御意見などをお願いします。

牧野委員

周囲は全部商業地域ですか。

設置者

はい、すべて商業地域になっています。

牧野委員

住宅はありますが、商業地域ですね。

設置者

16ページに用途地域の地図を添付しています。

牧野委員

商業地域は真っ赤になっています。さきほどの対策と書いているのが、速度を10km下げたときの値ということですか。

設置者

はい、そうです。

牧野委員

速度を10kmで走行してもらえればよいですが、それでもC1はちょっと超えています。

設置者

そうです。どうしても出入り口のところになるので、車が通過すると境界線上では超えてしまいます。ただ、徐行運転を路面標示や看板などで案内することで、基準を下回るという結果になっています。

牧野委員

C1'のところは、住居ですか。それとも事務所とか工場ですか。

設置者

住居が建っています。

江成委員長

他にいかがでしょうか。

徳永委員

バス路線は、循環路線も入ってくるのですか。

しおナビのバス停が、北東側にありますが、ここまで何mですか。

設置者

31ページをご覧ください。黒い線で書いてあるのが店舗敷地から50mの範囲ですので、約100mのところにバス停が設置されています。

徳永委員

この敷地は以前は何だったのですか。商店ではなかったのですか。

設置者

震災の時、パチンコ店が建っていました。

徳永委員

せっかくこのような身近なお店ができるので、できれば、しおナビで来店しやすいような仕掛けがほしいところです。しおナビのバス停を搬入口側にもってきてもあまり変わら



ないでしょうか。搬入口側の入口からだとずっと回り込むような形になりますよね。

設置者

14ページを見ていただけますか。搬入口の右側に歩行者、自転車の専用通路を設ける計画となっております。

徳永委員

場合によっては、しおナビだけでもこちら側にとめてもらうなんてこともありえますね。反対側は、結局道路を横断しなければならないので。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。

栗原委員

よろしいでしょうか。78ページに車の流れの図があり、来店する場合、左折するように誘導されていますが、この誘導については、店舗の外の交差点等の誘導になるので、どのようになされるのか教えてください。

設置者

敷地外の誘導に関しては、オープン前に広域誘導と周辺誘導の案内を記載したチラシを入れるので、お客様には、左折イン左折アウトを迅速にさせていただくこととなります。

栗原委員

そうするとは限らないのではないですか。

設置者

中にはそうでない人もいます。

栗原委員

たぶん、右折、左折して入ってくる方もいるでしょうが、それは、仕方ないということですか。そのような誘導にしないと混んでしまうということですか。

設置者

いえ、交差点1、2に関しても右折で入ってきても問題ないとの交通処理の結果は出ているのですが、それよりさらに安全を優先して直近の交差点を左折で入っていただく方が安全になりますので、施設としてはそのような誘導を心掛けるということです。

栗原委員

今までしてきていると思いますが、チラシ等でそういう誘導をして、実際の効果はどの程度でしょうか。

設置者

やはり新しいお店ができる場合は、周辺の交通状況・道路状況を分かっている方はここを曲がればよいと分かると思うのですが、少し離れた所から来る方や道に不慣れな方は、やはりチラシを見てここを曲がれば大丈夫だと考えると思います。また、ナビにポイントを入れてしまえば誘導されると思いますが、チラシで案内することで、より安全な誘導を心がけます。

江成委員長

若干、関連するかもしれませんが、45号線を南西方面から来て右折するというのもあり得るわけですよね。そのときに交差点1まで行かずにその手前のところで右折をして住宅地の中に入って、2、3の方に行くという経路をとることは、考えにくいですか。その辺の道路状況はどうですか。

設置者

交差点1の手前の信号から曲がりますとストレートに出入口サイドに行けないルートとなり、少し細めの道路を通るようになります。45号線は日中の交通量はかなり少ないので、交差点1を右折で曲がることは、交通処理上、十分に曲がれるという検討結果が出ています。ただし、この交差点1には右折レーンが設置されていないので、左折での誘導となっています。

江成委員長

いや、南西側から来た人たちが、店舗に行こうという場合に、住宅地の中の小道に入って行って、出入口2、3に向かうというのは、あまり数が多くないのか、あるいは、考えにくいのですか。

設置者

そうですね。細い道がありますが、地元の人たちは経路として使う可能性はありますが、遠くから来るお客さんたちは、先ほど言ったルートで来店した方がより近いですし、わざわざ狭い道を通る必要もないのかと思っております。

牧野委員

30ページの騒音源図の中で8から12が空調室内器とエコキュートで、かなり詰まった感じで設置してありますが、A6、B6、C6での予測値というのは個々の音源が与える影響を計算しているのですか。あるいは、全体でまとめて計算しているのですか。

設置者

全体で計算しております。

牧野委員

同じように、14から20もそうですか。

設置者

そうです。

牧野委員

それは、さきほどの表の値ということですね。

設置者

最大値の予測はある程度まとめて算出しております。

岩井委員

78ページの道路ですが、45号線は内陸側の道路ですか。私は松島の方へ抜ける海側の道が45号線と思っていました。海側の道路は何線というのですか。かなり車の量は多いところですね。

設置者

市道北浜沢乙線という市道になります。

徳永委員

93ページのグラフをみるとピークが出ていないグラフになっていて、いわゆる交通容量に対してかなり交通量が少ないですが、これは渋滞しているから結果的に少ないということかと思います。そのあたりは実態としてどうでしょう。

設置者

そうですね。実はおっしゃるとおりで、近くに別の商業施設イオンタウン塩釜店があり、そこへ行くのに、この市道を通っていきますので、どうしてもそこが常に混んでいる状況になっています。おっしゃったように、一応車は流れてはいるのですが、渋滞というか流

れが遅くなっており、その結果として交通量がそれほど多くない状況となっています。

徳永委員

こちら側も右折はできるが、右折レーンがある訳ではないですね。だから、そこで、右折で滞留されると後ろの車はますます迷惑となります。

設置者

2車線ありますので、仮に1台止まっても反対側から抜け出せます。

徳永委員

極力、誘導通りにしていただかないと滞留が起こるということですね。

岩井委員

77ページでCゾーンが一番多いということでしたが、Cゾーンから入る者は、次のページの78ページの交差点1から入るのですか。

設置者

Cゾーンからのお客様は、先ほど言った南側の交差点2から来店させるように誘導します。

岩井委員

それは、わざわざ混んでいる道に誘導することになるのではないですか。

設置者

交通量調査をしたときに北側から南に行く車は結構混んでいたのですが、その反対、来店に関しては、比較的スムーズに流れております。

岩井委員

交差点1では45号線から右折はできないのですね。

設置者

右折できます。

岩井委員

右折できますか。その入り方はスムーズにいきますか。

設置者

交差点を右折で曲がるより、交差点を左折で曲がった方が、設置者側としては安全と考えていますので、安全に誘導していただく経路として左折を考えています。

岩井委員

現実はどうでしょう。

徳永委員

昔は、後ろの人を慮って、右折で待つということをあまりしなかったのですが、最近のドライバーは平気で右折で待ちます。ということで、マナーの問題といえばマナーの問題ですが。

江成委員長

他によろしいでしょうか。

岩井委員

ヨークベニマルさんを利用するのは女性が多いですから。ぜひ、よろしくお願いします。

江成委員長

はい、それでは、他になれば、以上でこの件は終わらせたいと思います。どうもご苦勞様です。

### **(3)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について**

#### **イ【新設】(仮称)コストコホールセール富谷倉庫店**

事務局

#### **※資料4に基づき説明**

江成委員長

はい、ありがとうございました。この案件につきましては、以前に検討しまして、いろいろご意見等をいただき、いろいろな検討事項を求めまして、それに基づいて県の意見なしとしてまとめられたものです。この件につきまして、何かご質問・ご意見がありましたらお願いします。

牧野委員

出入口3の位置を変更したことで、騒音のレベルは前に比べて上がったのですか。

事務局

音自体は変わっていませんが、ただ、団地側に近づいたので、地点として多少は上がっています。しかし、基準値は超えていないところなので、十分影響のない範囲に収まっています。

牧野委員

そうですか。ありがとうございました。

江成委員長

他はいかがでしょうか。

徳永委員

住民意見の中で、とちの木団地から車で出ることができない状況を心配されているようですが、とちの木団地は向かい側の団地でしたか。

事務局

コストコ側からみて4号の交差点の向こう側にある団地です。

徳永委員

逆にコストコ側にある杜乃橋団地側からは心配の声は特に出ていなかったですか。

事務局

杜乃橋団地については、住民説明会で質問がありました。また、町からの意見も出ています。資料4の3ページが一番上に住民説明会での杜乃橋団地での交通渋滞についての質問がありますし、4ページの下から2段目に、杜乃橋地区についての市町村意見があります。なので杜乃橋団地の方も懸念しているところはあります。後はお手元の交通対策等現地調査会議事録の質疑の1番に記載があります。

徳永委員

この4号接続の交差点が一番心配ですが、届出上ここは使わないことになっているから、問題ないということになっています。ですが現実問題としては、ここを使われる方は相当出てくるだろうと予想されるので、意見ということではないですが、この経過をしっかりと見ていただいて、問題があれば対応をとっていただくということは附帯意見の中で付しておいた方がよいと思います。

事務局

オープンからしばらくの間，団地の入り口の道路に誘導員を配置して，団地側に流入しないようにするという対策はとる予定です。

徳永委員

どこから入らないようにするのですか。

事務局

11ページの図を見ていただきますと，計画地の黒丸がありまして，左下に団地があります。4号線を下から上って行って，日吉台や杜乃橋のところに4号と接続している道路がありますが，こういった道路のところに誘導員を配置して団地側へ入らないようにするという対策をとると聞いています。

徳永委員

4号側に配置してもほとんど意味がないのではないですか。

事務局

後は中に入れて，各出入口に誘導員を配置して，とにかく団地に入れさせない。団地から仮に町道を通ってコストコに入ってきてても，各入口で誘導員がおります。

徳永委員

4号に出ずに団地側からのアクセスはコストコで阻止しているのでそこは大丈夫と思うのですが，問題は北四番丁大衡線，そちら側から団地を経由して4号に出る車，これが最大の問題点になると思います。団地から4号に出る交差点で渋滞して，その渋滞が団地内までつながるという状態が相当懸念されます。そういうことであれば，北四番丁大衡線から団地に入るところで誘導しなければなりません，そこで看板を持って立っていても何の意味もないので，ほとんどコントロールは利かないということになると思います。

事務局

注意喚起などは必要と思われます。

徳永委員

会員制なので，会員に今の渋滞状況をメールで配信するとか，何かそのような現代のIT技術を駆使して誘導するような手を考えていただければよいと思います。

事務局

北四番丁大衡線を抜けて、この日吉台とか真ん中を抜けて4号に抜ける車が、コストコ行きなのか、そうでないのかを見極めるのも大変です。

徳永委員

ですから、区別が出来ないので、そこで誘導員が立っていても抑止力にはならないですね。ただ、現実問題として、そこを曲がって入っていったら団地内で大渋滞となるので、団地から出ようとする人がそれに巻き込まれて大変な思いをするということになってしまいます。そこは開店後の様子を見ながら何とかしてもらうしかないですが、それを知らないよと言われるとちょっと困ります。

事務局

当初想定された経路以外にも周辺道路を含めてという感じでしょうか。他をどのように想定すればよいでしょう。この道路だけ見ればよいということではなくなってしまいますね。

岩井委員

ガソリンスタンドは、誰が経営者ですか。店と同じ経営者ですか。

事務局

同じくコストコです。すでにオープンしています。

岩井委員

ガソリンスタンドは普通の一般的なガソリンスタンドですか。時間帯は、こちらのお店とガソリンスタンドの時間帯はまるきり違うのですか。

事務局

ガソリンスタンドは、大店立地法の対象ではないのですが、ガソリンスタンドの方がコストコより先に開いています。

岩井委員

24時間ですか。

事務局

24時間ではないです。

岩井委員



お店と同じですか。

栗原委員

資料4の2ページの下に、駐車場利用時間が7時開始では、ちょっと早すぎて困るという記載があり、それに対して、ガソリンスタンドが早いからそれに伴って駐車場利用時間を設定しているとあり、店舗自体の開店は10時と書いてあります。だからガソリンスタンドと店舗の開始時間は違います。

岩井委員

閉める時間はどうですか。

事務局

クローズは9時くらいです。24時間ではありません。駐車場も一緒になっていますので、駐車場を閉めるときにガソリンスタンドも閉めることになります。

岩井委員

ガソリンスタンドの看板はどこに建てるのですか。

事務局

議事録の写真付きの図面を見てもらえればわかりますが、4号から入った入口に誘導看板を建てて、スタンドの入口はここですと誘導すると聞いています。

岩井委員

時間が制限されるということは、夜遅く入ったガソリンスタンド利用者が、こちらの出口3から出ることは考えられますね。

事務局

そうです。入ったら出口3から出る可能性はあります。

徳永委員

オープンしたのですか。

事務局

先にオープンしています。本体の方はまだ審議中なので、オープンしていません。

徳永委員

スタンドはもう稼働しているのですね。

事務局

スタンドは立地法の対象外となっているので、先行して営業しています。

江成委員長

取り扱い方として、何か工夫ができるかどうかというような事をちょっと気にしているのですが、住民説明会で、これだけ意見が出るというのは、ちょっとないですね。それだけ、地元の方のご心配も大きいと思います。関連の町からのご意見等も他にはない数が出てきていますので、それに対して、対応はそれぞれしていただいている、県の意見は不要という判断をしている訳ですが。これだけいろんなご心配があるということなので、何か対応を工夫出来ないかという気がします。例えば、開店後、1か月後に報告して下さいとかいうようなことで、その結果を見て少し対応を考えていただくことが出てくるかもしれないし、何か県の方で工夫できませんか。県の意見とか附帯意見というレベルにいかなくても、何か問題が生じたときには、スムーズに対応出来るようにということで、事業者にもそのような態度でいてもらうということを少し検討するというところでどうでしょう。

事務局

まず最初に、富谷町の意見は多いのですが、通常他の市町村はあまり意見を出してこないのですが、富谷町はこれくらい出します。それから、附帯意見にもしないでということに関しましては、1か月後に報告は難しいですが、開店後、混雑状況、周辺交通の状況は常に把握し混雑等の交通問題が生じた場合には、必要な交通対策の見直しや追加的な措置を講じるように、専門委員会或いは県としてお願いしておきますと言うことを、口頭で伝えることでよろしいですか。

徳永委員

というか、これまでもそれを附帯意見としていますよね。

事務局

確かに付けています。

牧野委員

先ほど、徳永先生がおっしゃったように、会員制なので、メール等でそういう指導をする。指導といたら怒られるかもしれないが、コストコ本体から会員に周知をすることで混雑緩和をその状況に合わせてやっていただくということは、お願いしてもよいのではと思います。対象者がわからない訳ではないので。多分、宣伝用にはメールを使うは

ずなので、こういうセールをやりますとか。それを使って、混雑緩和というか注意・周知してもらおうことはできるのかなと。

江成委員長

この委員会からの意見ということで、事業者の方にお伝えいただく方がよいかもかもしれませんね。

事務局

これまでのような附帯意見としまして、「周辺交通の状況把握に努め、周辺道路の渋滞などの交通問題が生じた場合には、必要に応じて会員への経路の周知など交通対策の追加的な措置を講じるよう配慮願います。」と、今のような感じでよろしいでしょうか。「周辺交通の状況把握に努め、周辺道路の渋滞などの交通問題が生じた場合には、必要に応じて会員への経路の周知など交通対策の追加的な措置を講じるよう配慮願います。」このような形で、附帯意見ということで付けさせていただきたいと思います。

江成委員長

はい、よろしく申し上げます。その他はよろしいでしょうか。それでは次の議題に進みます。

## ロ【変更】MEGAドン キホーテ富谷店

事務局

### ※資料5により説明

江成委員長

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきましてご質問、ご意見をお願いします。

徳永委員

車両走行音の件を先に。先ほど説明の中で、住民等の意見、町の意見等がありますが、県として意見とはせず、附帯意見の方に採られています。その際に、住民意見、町の意見への出店者側の回答で気になるところがあります。近隣住民というか、経路沿線住民からは夜間の車両走行音を気にする意見が出されていますが、その一方で地域住民、少し広い範囲の住民からは、使わせろという意見が出ています。4ページの町の意見への回答に「地域住民から要望が出ているので、状況を見ながら検討します」とありますが、前のページ

にあるように、道路沿線の人にとっては、ぜひ止めてもらいたいという対立する意見がある訳ですので、それを配慮しないとイケない。騒音問題ということになれば、近隣・沿線の人意見をより重視しなければいけないと思っています。附帯意見案ですが、苦情が出た場合は対策を講ずることという言い方をしていますが、これは苦情を出ないようにするのが本来の努めというところからすれば、苦情を申し立てられた場合にはというところは、いらないのではないかと思います。そういう意味で、この部分を直すとすれば、「また」のところ、「周辺地域の生活環境保持のため、住居側に近い駐車場の北側部分の夜間の出庫を制限するなど騒音軽減に向けた積極的な取り組みに努めること」という表現の方がよろしいと思います。

江成委員長

ありがとうございます。今の修正提案、よろしいですか。

事務局

他の委員から付帯意見の部分についてあります。なければ、徳永先生の「また」以降で「周辺地域の生活環境の保持のため～影響軽減」からを削除でしたよね。

徳永委員

影響軽減の前に最後の文章を入れるのですが、「住居側に近い駐車場の北の部分について夜間の使用を制限するなど、騒音軽減に向けた積極的な取り組みに努めること」。

事務局

「周辺地域の生活環境の保持のため、住居側に近い駐車場の北側部分について、夜間の使用を制限するなど騒音軽減に向けた積極的な取り組みに努めること」でよろしいでしょうか。

江成委員長

よろしいでしょうか。はい、そのような修正にします。意見案については、よろしいでしょうか。

牧野委員

意見案ですが、これでもよろしいとも思いますが、文章がお役所的。「予測が実施されている。これについては」でよろしいですか。文章の流れとしてこういう風に行くのかなと思ってわからなかったのですが、「実施されている。」そのとおりですが、これについては、基準値を超えているというのは、こういう書き方をするのがどうか、よくわからなくて。もっと直接的に書くのかなと思います。

事務局

「予測結果において」、どうでしょう。

江成委員長

非常に単純に短く言うと、隣接されている設備機器を一つの騒音源と捉えた予測結果によると騒音規制法の基準値を超過するということです。

牧野委員

そうですね。どういう言い方をするか、よくわからなくて。

江成委員長

基準値についての説明とか、一つとして計算する根拠についてそれなりに説明しているということですね。

事務局

「予測によると超えている」となるのが一番短いのですが、修飾が多少入るものですか。文書審査担当課に改めて見てもらいます。

牧野委員

「これについては」が何を指しているのかよくわかりませんでした。予測結果だとは思いますが。

事務局

予測の方法や予測に対する評価とその評価を受けての意見を出すということに関しては、牧野先生もこの流れでよろしいでしょうか。

牧野委員

結構です。なにか、起承転結という感じを受けますが。承でなく結にいつているなという感じですが、内容としては、結構と思います。

事務局

公告対象となりますので、これで、やり取りさせていただきます。

江成委員長

よろしく願います。その他はよろしいでしょうか。はい、それでは、ただいまの検

討のとおり進めてもらえればと思います。よろしくお願いします。

#### **(4)その他**

江成委員長

本日の議題は、以上です。その他にありますか。事務局からはありますか。

事務局

※次回の日程について確認。

### **3 閉会**

江成委員長

それでは、本日の議題はすべて終了しました。本日はご苦勞様でした。